

奈良県営住宅令和8年度下期年間随時募集のご案内

【申込受付期間】 令和8年10月1日(木)から令和9年3月31日(水)まで

※ 入居は先着順のため、最新の募集住戸状況を奈良県営住宅ホームページから確認していただき、お申し込みください。

➤ URL : <https://www.naraken-sumai.jp/>

➤ 二次元バーコード（右記）



※ 詳しい申込み方法や入居資格等については、下記に記載しています。

1 申込みの方法

受付は窓口のみです（電話・オンラインでの受付は不可）。窓口で「奈良県営住宅入居申込書」に必要事項を記入し、提出してください。入居者の決定は先着順のため、抽選はありません。

なお、申込書・提出書類は返却されません。

○申込窓口（※申込みの受付は窓口のみです。電話やオンライン等での受付は不可。）

対象の県営住宅	申込窓口（管理者）	電話
紀寺・六条・売間・ 北和・姫寺・小泉・ 稗田・天理・天理南・山崎	(株)東急コミュニティー 奈良県営住宅北部サービスセンター 〒630-8115 奈良市大宮町5-3-14 不動ビル1階	0742-30-1090
東高田・阿部・纏向・桜井 橿原・坊城	(株)東急コミュニティー 奈良県営住宅サービスセンター 〒634-0005 橿原市北八木町1-1-8 橿原中央ビル5階	0744-21-0109
高円・西小泉・秋津	奈良県営住宅管理事務所 〒639-1041 大和郡山市満願寺町60-1 郡山総合庁舎3階	0743-51-2615
吉野	吉野町役場 町民税務課 〒639-3111 奈良県吉野郡吉野町上市80-1	0746-32-3081

※募集住戸は空き住戸の状況、申込みの受付状況等に応じて随時変動します。

※吉野県営住宅については、ホームページでの募集住戸の掲載は行っておりません。

入居を希望される場合は、上記の吉野町 町民税務課までお問い合わせください。

2 入居申込資格について

1. 現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、これらの者が親族（事実上婚姻と同様の事情にある者又は指定入居日から3ヶ月以内の婚姻予定者を含む。）であること。
2. 現に県内に住所又は勤務場所を有する人（DV（配偶者からの暴力）・交際相手（生活の本拠を共にしている）からの暴力被害者、ハンセン病療養所入所者等及び海外からの引揚者は県外の方でも可）で、かつ住宅に困窮していること。
3. 多家族向住宅への申込みは、三人世帯以上、単身不可の記載のある住戸への申込みは、二人以上の世帯であることとし、単身での申込みはできません。
4. 奈良県営住宅条例の規定による収入（月額）が15万8千円以下であること。
ただし、次に掲げる者については21万4千円以下まで認められます。

（ア）申込者又は同居予定者に次の①～⑦に該当する人がいる場合

- ① 身体障害者手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級から4級までであること）
- ② 精神障害者保健福祉手帳の交付を受けている人（障害の程度が1級または2級であること）
- ③ 療育手帳の交付を受けている人（障害の程度が②と同程度であること）
- ④ 戦傷病者手帳の交付を受けている人（戦傷病者特別援護法第2条第1項に規定する戦傷病者で、その障害の程度が、恩給法別表第1号表の2の特別項症から第6項症まで又は同法別1号表の3の第1款症であること。）
- ⑤ 厚生労働大臣の認定を受けている原子爆弾被爆者
- ⑥ 海外からの引き揚げ者（引き上げた日から5年以内であること。）
- ⑦ ハンセン病療養所入所者等（厚生労働大臣が定めるハンセン病療養所に入所していた人。）

（イ）申込者が60歳以上の人。かつ、同居予定者がいる場合はそのいずれもが60歳以上または18歳未満の人であること。

（ウ）同居予定者に指定入居日の時点で小学校就学前の子供がある人。

5. その者又は現に同居し、又は同居しようとする者がある場合にあっては、これらの者が暴力団員でないこと。
6. また、現在公営住宅等に入居中の人は、原則として申込むことはできません。
7. 定期募集に応募し、当選及び補欠当選となっている方はお申し込みをしていただくことはできません。

3 入居資格審査・入居予定者の決定

- (1) 申込後、資格確認に必要な書類の提出案内が送付されます。
- (2) 指定日までに、各管理者へ書類を持参してください。来所日時は窓口から通知されます。
- (3) 必要に応じて実態調査を行います。申込書の記載と事実が異なる場合、または資格を確認できない場合は失格となります。

4 入居手続

- (1) 入居予定者に対して入居手続通知書を郵送します。
- (2) ただし、婚姻予定者の場合は、原則として入籍の確認後入居手続を行います。
- (3) 入居手続日（鍵渡しの日）には次の書類等が必要です。
 - （ア）連帯保証人の市町村税務関係課発行の直近の所得証明書及び印鑑登録証明書
 - （イ）申込者の実印及び印鑑登録証明書
 - （ウ）その他知事が必要とする書類
- (4) 入居を辞退する場合は、書面により辞退届を提出して下さい。